二　公益的機能維持増進協定区域内に存する森林についての所在場所別の森林施業の種類、その対象となる面積及び樹種並びにその実施の方法及び時期が定められていること。
三　林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営の場所、方法及び時期が定められていること。
四　公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の整備及び保全並びに当該民有林における林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に要する費用についての国、当該民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の負担割合が定められていること。
五　公益的機能維持増進協定に違反した場合の措置が、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。
（公益的機能維持増進協定の公告）
第三十一条　法第十条の十六第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、森林管理局の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。
一　公益的機能維持増進協定の名称
二　公益的機能維持増進協定区域
三　公益的機能維持増進協定の有効期間
四　森林施業の種類
五　林道の開設場所及び作業路網その他の施設の設置場所
六　公益的機能維持増進協定の縦覧の場所及び期間
2　前項の規定は、法第十条の十七第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。
（公益的機能維持増進協定区域である旨の明示）
第三十二条　法第十条の十七第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公益的機能維持増進協定区域である旨の明示は、法第十条の十五第一項の市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内の見やすい場所に当該公益的機能維持増進協定区域を表示した標識を設置してするものとする。

第三節　森林経営計画

第八条の十八を第二十八条とし、第八条の十七を第二十七条とし、第八条の十六を第二十六条とし、第八条の十五を第二十五条とし、第八条の十四を第二十四条とし、第八条の十三を第二十三条とし、第八条の十二を第二十二条とし、第八条の十一を第二十一条とし、第八条の十を第二十条とし、第八条の九を第十九条とし、第八条の八を第十八条とし、第八条の七を第十七条とし、第八条の六を第十六条とする。
第八条の五第一項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条を第十五条とする。
第八条の四中「第十条の八第一項第十一号」を「第十条の八第一項第十二号」に改め、同条第一号中「第二十二条の二十二」を「第七十七条」に改め、同条を第十四条とする。
第八条の三中「第十条の八第一項第八号」を「第十条の八第一項第九号」に改め、同条を第十三条とする。
第八条の二中「第十条の八第一項第七号」を「第十条の八第一項第八号」に改め、同条を第十二条とする。
第八条中「第十条の八第一項第七号」を「第十条の八第一項第八号」に改め、同条を第十一条とする。
第七条の二中「第十条の八第一項第七号」を「第十条の八第一項第八号」に改め、同条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の二を第七条とし、第五条を第六条とする。
第四条を削る。
第三条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第五条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　営林の助長及び監督等

第一節　市町村等による森林の整備の推進

第二条を第四条とし、第一条の三を第三条とする。
第一条の二第二項中「、森林管理局及び森林管理署の広報紙への掲載」を削り、「これらに準ずる手段」を「所定の方法」に、「行う」を「する」に改め、同条を第二条とする。
本則に次の一条を加える。
（申請書等の様式）
第百六条　第四条の申請書、第六条第二項の指定申請書、第七条第一項の届出書、第九条第一項の届出書、第十二条（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の申請書、第十五条第一項の届出書、第三十四条第一項の認定請求書、第四十二条第一項及び第二項の変更認定請求書、第四十四条第二項の届出書、第四十五条第一項の届出書、第四十八条第一項の申請書、第五十一条の意見書、第五十九条第一項の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十三条第二項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条第一項の届出書、第六十八条第一項の届出書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書並びに同条第二項の再交付申請書の様式は、別に定めて告示する。
附則第六項中「第二十二条の二十三第一項」を「第七十八条第一項」に改める。
付録第一中「第十二条」を「第三十八条」に改める。
付録第二から付録第四までの規定中「第十二条、第十三条」を「第三十八条、第三十九条」に改める。
付録第五中「第十三条」を「第三十九条」に改める。
付録第六中「第十三条の二、第十三条の五」を「第四十条、第四十三条」に改める。
付録第七中「第二十二条の三」を「第五十六条」に改める。
付録第八中「第二十二条の四」を「第五十七条」に改める。
別記様式中「別記様式」を「別記様式（第七十三条関係）」に改める。
（国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令及び国有林野事業の改革のための特別措置法施行規則の廃止）
第二条　次に掲げる省令は、廃止する。
一　国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和三十年農林省令第十五号）
二　国有林野事業の改革のための特別措置法施行規則（平成十年農林水産省令第七十二号）
（国有林野の管理経営に関する法律施行規則の一部改正）
第三条　国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第九条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。
（不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令の一部改正）
第四条　不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令（昭和三十四年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。
（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則の一部改正）
第五条　森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成二年農林水産省令第十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に改める。
第二条第一項中「附録第一」を「付録第一」に改め、同条第二項中「。以下この項において同じ」を削る。
別表中「すべて」を「全て」に、「附録第二」を「付録第二」に、「（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十一条」を「第五十三条」に改める。
附録第一中「附録第一」を「付録第一（第二条関係）」に改める。
附録第二中「附録第二」を「付録第二（別表関係）」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。
（森林法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）
第六条　森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「第三十四条第一項」を「森林法施行規則第九十一条第一項」に改める。